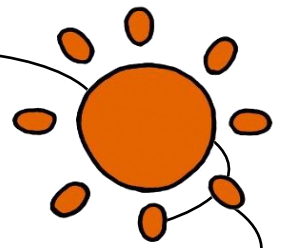




こども用

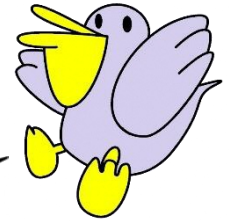


# ひのしこ じょうれい 日野市子ども条例

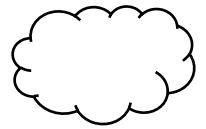
ひのちの  
キャラクター  
「のち」



こども条例は、日野市の子どもたちが  
健康に育ち、自分らしく生きられるよう、  
みんなが守っていくことが書かれているよ！



平成20年7月1日から  
使われはじめたんだって。  
みんなは何歳だったかな？



## こども条例を少しだけ紹介します



まずは、基本的な考え方をみてみようね



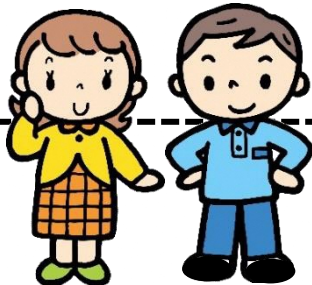
子どもは、ひとりの  
人間として、みんな  
大切にされるよ。

子どもは、いじめられたり、  
嫌な思いをしないように  
守られなければならないよ。



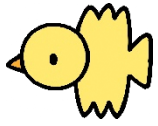
子どもは、家族から愛され、お家で  
リラックスして過ごすことで成長していくよ。  
また、生きてするために必要なことを家族に  
教えてもらうよ。

子どもは、おとなと一緒に地域で  
活躍するひとりの市民として  
大切にされるよ。

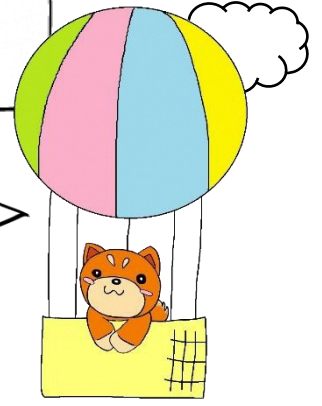


子ども条例はこの4つを  
大事にしているんだね！





子どもには、子どもの権利があるんだよ



「権利」があると、自分がやりたいことは自分で決められるんだよね！



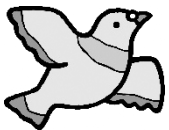
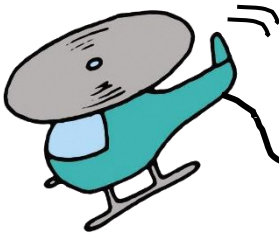
子ども条例には、4つの権利と役割が書かれているよ

育て 権利  
育つ権利

さんか  
参加する  
権利

まも まも  
守り守られる  
権利

い 権利  
生きる権利



この権利のために、守ってほしいことがあるよ

1. 自分を大切にするのはもちろん、他の人のことも大切にしてくださいね。
2. すべての子に「権利」があるから、他の人の「権利」も守らないといけないよ。
3. 権利といっしょに社会のルールを知り、自分も守るように頑張ろう。



おとな こ けんり まも がんば  
大人も子どもたちの権利を守るために頑張るよ

市役所

権利を守るためのルール作りをして、それを広めるために頑張るよ。



子どもにかかわる団体

市がやることに協力して、子どもの権利を守っていくよ。



おとな 大人

子どもが安心して過ごせる場所をつくったり、アドバイスをするよ



かてい 家庭

家族で仲良く、子どもが元気に成長するため頑張るよ。



# ひのしこ じょうれい しょうかい 白野市子ども条例の紹介

## ～子どもの権利について①～



い けんり  
**生きる権利**ってなに？

いのち まも あいじょう  
命が守られること、愛情をうける  
こと、きちんとした生活ができる  
ことなど、子どもが安心して生きる  
ために必要な権利だよ。



あ まえ  
それって**当たり前**のことじゃないの？

ほか けんり  
そうだね。これは他の3つの権利  
にも言えることだけど、当たり前  
だからこそ、君にもお友達にも、  
すべての子どもに同じように権利が  
あることを忘れないようにね。



# ひのしこ じょうれい しょうかい 白野市子ども条例の紹介

## こ けんり ～子どもの権利について②～



そだ けんり  
育つ権利ってなに？

こ げんき せいちょう  
子どもが元気に成長するために  
ひつよう けんり  
必要な権利だよ。

あんしん いばしょ あそ  
安心できる居場所があること、遊ぶ  
こと、まな 学ぶこと、さまざま たいけん  
様々な体験をすることなどがあるよ。



あそ まな  
遊んだり学んだりするのが

けんり  
権利なの？

そうだよ。じぶん い  
自分らしく生きていくため  
に、ひつよう じょうほう てだす  
必要な情報や手助け・アドバイスを  
おとな あそ  
大人にしてもらいながら、たくさん遊  
んでたくさん学んでいくことも大事な  
けんり まな だいじ  
権利なんだ。ルールや責任、まわりのひと  
へのおも いっしょ まな  
思いやりも一緒に学んでいこうね。



# ひのしこ じょうれい しょうかい 白野市子ども条例の紹介

## ～子どもの権利について③～



まも まも けんり  
守り守られる権利ってなに？

ぎゃくたい さべつ  
いじめや虐待、差別といったひどい  
ことから、自分を守り、守られるた  
めの権利だよ。



じぶん まも  
自分を守るってどうしたら  
いいの？

こころ  
心やからだにひどいことをされそう  
になった時には、我慢をしないでそこ  
から逃げて、まわりの大人に助けを求  
めるんだ。君のことを助けたい、君の  
力になりたい大人がいることを決し  
て忘れないで。



# ひのしこ じょうれい しょうかい 白野市子ども条例の紹介

## こ けんり ～子どもの権利について④～



さんか けんり  
参加する権利ってなに？

しゃかい さんか じぶん  
社会に参加するために、自分の  
いけん かんが じゆう  
意見や考えを自由にいうことが  
できて、受け止めてもらう権利  
だね。



こ しゃかい さんか  
子どもでも社会に参加できるの？

もちろん！

こ さんか  
子どもだって参加していいんだ。  
こ おとな おな しゃかい  
子どもも大人もみんな同じ社会の  
いちいん いっしょうけんめい かんが きみ いけん  
一員。一生懸命考えて、君の意見を  
い おとな  
言ってみるんだ。まわりの大人も  
いっしょになって かんが  
いっしょになって考えてくれるよ。

